

平成24年度 第5回 府中市文化財保護報告会議事録

日 時 平成25年2月8日（金）午後1時

場 所 ふるさと府中歴史館 3階会議室

出席者 田中会長、小澤委員、坂詰委員、副島委員、長沢委員、中村委員、馬場委員、以上7名

事務局 後藤部長、江口課長、谷本課長補佐、塚原調査係長、荻野事務職員

傍聴者 なし

1 審議事項

会長 それでは審議事項（1）について、事務局の説明求めます。

審議事項（1）国史跡武蔵国府跡及び武蔵国府に関する遺跡の保存管理の指針について

事務局

（本文を読み上げ）

（別紙1の説明）府中市の遺跡地図です。青色が付いている所が、武蔵国府関連遺跡で、遺跡の発掘調査を始めた頃、未だ国府関連の遺跡の場所がはっきりしていなかったため、これだけ広い範囲を設定して、その中から（国府関連の遺跡を）探してきました。赤色が付いている所が、国史跡武蔵国府跡で、国衙地区、大國魂神社、御殿地地区になります。

（別紙2の説明）国府域を推定するために、どういう遺構が見つまっているのかを示した図です。国衙を中心に発見された遺跡で国府域を推定した事がわかると思います。青いラインが武蔵国府関連遺跡の範囲です。

（別紙3・4・5の説明）青い点線が国府域の範囲です。遺構、遺物とも国府域に集中しているのが分かります。

（別紙6の説明）別紙3・4・5から、保存管理地区を分けて作る形で決めました。前回までは、国府域を幅広にしていたのですが、それをはっきりしたラインにして、そこから大体150m程の幅で、広めに大きな枠を取っています、それが第4種地区とした国府隣接地です。第1種地区、第2種地区は前回もありました国史跡とその隣接地、第3種地区が国府域で、その周囲に国府隣接地として幅を持たせたものを作りました。これは、例えば南側に国司の館があるのですが、実際それは包蔵地をはみ出る可能性があります。そういった包蔵地外にある可能性もあるので隣接地を作りました。

その外側には、国府周辺域ということで武蔵国府関連遺跡の青い範囲があります。

前回までは、第1種地区、第2種地区、第3種地区の地域に併せて遺跡の重要度分けをしていたのですが、前回のお話の中で、何処の場所が出るのは重要ではない、それよりも遺構自身の重要度を優先した方が良いでしょうということで、出てくる物によって保存するかどうか判断するというをやっておりますので、この図には保存区分が載ってこなくなっております。

以上です。

会長 だいぶ分かり易くなったと思います。

馬場委員 最終的には、別紙6の図面が指針に採用されると思うのですが、2ページの国府域の範囲の説明で東西南北の範囲を書いていますね。そこを見るとだいたい全部の最後に「この部分も含める。」と本来の範囲よりもその外側に及んでいるからその部分も含めていると書いてあります。これが結局、別紙6の国府域の外側の第4種地区、国府隣接地域が説明されているということですね。

そうすると、国府域の範囲として2ページで説明しているものは、第4種で良い訳ですから、第3種となる範囲が必要だと思うのですが。第3種と第4種を分けておこなら、もうちょっと説明が必要です。(逆に)2ページで国府域の範囲をこう規定しているなら、第3種のラインは要らないのではないですか。

事務局 そうですね。これについては、馬場委員さんのお話のとおりです。飛び出る部分はここから外して、全体として第4種としてまとめるのがよろしいかと思います。国府域は、あくまで第3種地区、飛び出る部分は第4種地区とします。

馬場委員 そうすると、2ページの文言が変わってくるということですね。要するに、国府域はより広い範囲を含んでいるという設定にするのか、それとも国府域、国府隣接地域に分けるのかということです。

保存区分でいうと、第3種と第4種の違いは、発掘調査を必ずやるのか確認調査で終わるのかの違いですか。

事務局 第3種は、国府関連遺跡に確実に入っていますので、開発が入った場合は、必ず調査をします。第4種は国府関連遺跡に入っている場所もあるのですが、そこから外れている場所もありますので、そういう場所では発掘調査になるか、試掘ができるのかはありますが、近隣の様子からもし必要があれば調

查します。そういう場所も含んでいるということです。

馬場委員 では2ページの説明を変えることですね。

会長 そうすると、どういう記述にするのがいいでしょうか。

馬場委員 その更に広がっているなのでこの部分を含めているという記述を取るとのことです。

全体として整合性が無いとおかしいですからね。指針を出すときに、このエリアは試掘だけでよいという事はかなり明らかにしておかないといけませんね。

必要があれば発掘調査をするということですので。この第4種とされている所を国府域と言ってしまったら拙いのですか。

副島委員 指針の中はかなり親切に書いてあるのですけれども、「※」があつて用語の説明が入っていますが、これは、この指針の部分なのか、それとも、注のようなものなのか。もし、本文だとすると、例えば1ページの竪穴建物跡とか、建物跡とかの言葉の説明、これ読んでも意味が分かりません。

事務局 「※」は、指針の補足で入れている部分です。実際にはこれらを付記するか省いた形になります。

副島委員 指針ではないのですね。そうすると3ページの「3. 保存管理地区と区分」のbは全て指針には入ってこないのですね。ここは大事な事だと先程聞いていたのですが。

事務局 「※確認された遺構などの重要度により区分する」という記述が省略になります。保存区分についての直下に①、②という記述になります。同様に「※今回新設したもの」も省略になります。

副島委員 「※」が何のために付いているのか、もし指針案とは関係なくて説明のために今回入れたものだとすると、実際の指針案からここは消える訳ですね。

そうすると、今言ったように、3ページの3のbも、4ページの「5. 整備と活用」も消えるのではないですか。

馬場委員 その行だけです。

副島委員 その行だけですね。1ページについて、もう一度確認します。「※用語の説明」のこれだけが消えるのですか、それともその下も含めてですか。

事務局 そこは全部が消えます。これは案の中ではなくて、図と同じ資料として用語説明に入れます。

会長 これは定義付けなのですね。

副島委員 たとえば、武蔵国府跡の説明では、「武蔵国府跡」についての説明は一言も行われていません。国府とはどういうものかと、国史跡武蔵国府跡はどういうものかの説明はありますが。下の「武蔵国府域」との違いというものもあります。武蔵国府域というのも、この言葉の説明では意味がないですね。だから、説明が無い方がよいと私は思います。市民の方には理解されないでしょう。

会長 資料としてこれでは不十分ということですね。

副島委員 用語の説明というか定義付けをなさっているのですが、なっていない。3つめの武蔵国府関連遺跡については、市内最大の複合遺跡とおっしゃるのですが、それは用語の説明とは違いますよね。その性格を言っている訳ですね。もしも、教育委員会でそう説明なさるのでしたら、それ以上の事はもう申しません。

中村委員 副島委員が言われた事でいえば、用語の説明が必要かどうかは置いておくとして、最初に武蔵国府跡として説明しているその最初の4行は国府一般の説明ですね。次の武蔵国府域は境界が明確でないということ。武蔵と付けるかどうかは別にして、国史跡についても別途説明してもよい。

副島委員 国府跡の所の「都市的な町並み」と書いてある。次の国府域も「国府の町並」と書いてありまして明快でないですね。

中村委員 確かに明快ではない。武蔵国府域は、武蔵の国府に相当する町並で、明確なラインが無いということですよ。

副島委員 ですから、大変重要な指針の作成なのですが、こういう文章が一人歩きすると、市民の方、あるいは、開発しようとする人には訳が分からなくなる。そうならないといけないので、敢えて申しあげた次第です。

中村委員 今の関連で質問があるのですが。武蔵国府関連遺跡というのは範囲として既に示してあるものですね。だから、この範囲だと言っておいたらよいのではないですか。この武蔵国府関連遺跡は今までどういう扱いになっているのですか。発掘調査することとか、確認調査をすることとか。

事務局 武蔵国府関連遺跡につきましては、遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地となりますので、其処で何か開発行為や工事が行われる場合は発掘届を提出していただき、その内容で検討するとか、立会いするとか、調査をしていただくという対応をしています。

中村委員 今回の保存区分でいうと国府域に入らないのは第5種地域になるのですね。今回設けた第4種地域は、扱いとして、それと同じになるのか。

事務局 第3種と第5種は武蔵国府関連遺跡の中に入っています。第4種は一部国府関連遺跡の中にあるのですが、関連遺跡からはみ出ている部分があるということです。その部分が保存区分の5になります。そういう意味で第4種だけ国府関連遺跡とは違うことになります。

中村委員 保存区分の5は、従来の国府関連遺跡から外れた場所の扱いですか。

事務局 保存区分の5は包蔵地に該当しないのが大前提にあります。

中村委員 かつて定めた関連遺跡の範囲は前提として残した上で、それに対して補助みたいな形でこれを提言するということですか。旧来の関連遺跡の範囲は残しても良いのですが、別紙6の色分けで微妙な黄緑色の所はその所為だと思うのですが、黄色の所は。

事務局 それが保存区分の5で、包蔵地に入らない場所です。緑色が下にあるのが包蔵地です。

中村委員 だから、黄色の場所も包蔵地の中に入れてしまう、青の場所と同じ扱いにしてしまう。というのは出来ないのですか。

事務局 ここで包蔵地自体を拡大し、含めたらどうかということですか。

中村委員 はい。

馬場委員 私も、その方がすっきりします。今まで、保存区分の5と第5種地区の5で混乱していました。別紙6でいうと第3種よりグレードが下がるかというところではないのですね。

副島委員 大変丁寧にお書きになっているのですが、先程いったとおり、用語の説明は分からないと申しあげたのですが、この指針案というのは例えば2ページのaに国府域の範囲として東西南北の説明がありますが、こういうのは特に説明が無くても良いのではないかと思います。「次の図のように」とか。これはそれをした（図面のように区切った）事の理由ですよね。詳しい理由が書いてあるので、それは資料か何かに別に付ければ良いので、指針から外した方が良いのかなという気がいたします。

例えば、①の「居住密度が極端に変化する」というのは、まさか今日の居住密度ではないのでしょうかけれど、専門的説明は別に資料としてあれば指針からはこの部分が外れても良いような気がします。

また、2ページの下的重要施設とあって、ずっと書いてありますが、3ページに行くと今度は？が出て来ます。こういうのが何となくあるのであれば、例えば内容が推定できる主な施設とか書いて分かっている物だけを言葉として書けば、報告書とはちがいますので、それでも良いかと思います。

また、4ページの整備と活用ですが、(1)から(5)までそれぞれ分けて書いてありますが、むしろ「歴史的・文化的・・・進めていく」と最後の「これらの整備・・・必要がある」があれば、個別具体的なことを答申に含めるよりも大綱を示す形の方が分かり易くなると思うのですが。

そこから考えていくと3ページの「3. 保存管理と・・・」のaの「① 国衙地区・御殿地地区 国史跡・・・(第1種地区)」という書き方は分かり難くて、もっと結論的に①の地域は何であって第1種地区と呼ぶのだ、保存区分はどうなるのだと分かり易く書くほうが良いのではないかと思います。

つまり、①で最初に地区の名前が出て来て、次に国史跡と書いてあるのですが、この言葉はこの地区の説明になるのですか。③の国府域に対してまた国府域と出るのは分かり易く説明する気持ちがあるのは分かるのですが、言葉で説明すると却って分かり難くなるのでコンパクトにした方が良いでしょう。

会長 「？」のマークが付いているところは、意味は分かるけど、違和感がありますね。

中村委員 「多磨群家？」は、例えば「多磨群家推定地」にするとか。

副島委員 指針の中で、個別的・具体的な事柄の説明を全部しようというのはできないと思う。どういう風にこれを整備・活用して役立てていくのか。それが指針であって、それが、遺跡なんかの説明にいつのまにか内容が替わっている気がします。

中村委員 指針の根拠としてこういう説明を入れているのでしょう。例えば国府の範囲で言えば西側をここで区切っているのは、居住密集地が東山道武蔵路の辺りで少し変わるということで、そこで線引きをしている。北側はこうだと。それは有っても良いという気がしますし、兎に角、この国府域の範囲でこういうのが有ります、これがどういう風に呼ばれるのかの問題だと思いますが、どの程度詳細にするのか良く分かりませんが。

3ページの3のaで挙げているのはcで挙げているのと話が重なりますから、どちらかで一まとめにすれば良いのではないかと。

副島委員 今、中村委員がおっしゃった事はよく分かるのですが、国府域の範囲というものは、ここに書いてあるように、議論したら明快に決められる物ではなくて、だけど色々考えて決めた訳ですよ。国府域はどういう物かといったら、遺構の配置状況から推定した物で明確な跡は無い、という事が1ページの用語の説明に書いてありますよね。でしたら、(国府域は)明確な跡は無いけれども遺構の配置状況から推定したものなのだと、ただ書くだけで済むのではないですか。それから先になると、これを読んで色々おかしいじゃないかとなりませんか。

中村委員 確かに、別紙の地図が添えられているのであれば、列記して書く必要は無いかもしれない。

副島委員 大きく説明をしておけば、様々な専門的な知見によってこれが作られたのでしょから、それで足りる。それとも説明を外したら不親切になりますか。

会長 やはり、重要度で分類して保存していく。そういうことなのでしょう。

第5種地区というか周辺地区でも重要な遺跡が出て来ている、それを上手く保存していきたいということでしょう。

中村委員 第1種地区は国史跡ですから国が保存・管理していく責任がある。第2種地区はそれに相当する地区で、近い将来史跡にする予定。第3種が今回新たに作るべきだというのがこの指針の目的でしょう。だけど第3種だけ説明するのではなくて、第1種から順に説明していく中で、第3種はこういう範囲なんだと説明している。第4種というのは、第3種の境界が曖昧だから境界部分の150m位の幅で周辺域とした。第5種は旧来から設置してある武蔵国府関連遺跡の事としたと。それぞれの範囲の設定の根拠を4ページに書いてあるそれぞれの説明だと保存区分の関係で書いてあるから、その説明が分かり難い。第3種に関してだけ2ページで細かく書いてある。ということでアンバランスになっているという気がする。副島先生に言われたように、ここだけが詳しくということでしょう。

副島委員 最初の指針策定の目的に書いてあるように、これは、その地域に線を引いて区分して、それに対する取扱い基準を定めるものであると書いてあって、それが主な訳ですね。その場所が第何地区に当たるのか、どれだけ大事なんだなんてことを論証する必要は無いのではないですか。

中村委員 もちろん論証する必要はないけど、説明する必要はある。

副島委員 ちなみに取扱い基準というのは、4ページにあるイベントを開催するとかの事ですか。

事務局 3ページの保存区分です。どう保存されるべきかということが取扱い基準になると思います。

副島委員 保存区分ということですか。

馬場委員 原点に帰って申し訳ないのですが、一番重要なのは第1、第2といった赤ラインの所を重点的に手が打てるようにしたいということと、第3種として設定した所は、今まで武蔵国府関連遺跡としてやってた事とほぼ同じで良い訳ですか。発掘調査をして重要な物が見つかったら対象の保存をするということ、今までの武蔵国府関連遺跡の中で行われていた対処の仕方と同じですか。

事務局 基本的には、そういう事です。

馬場委員 それで、今回、新たに出てきた第5種と第3種で被っていた部分、第3種はまるまる第5種に入っている訳ですね。だけど、第5種からはみ出てしまった第4種の内、つまり第4種の内第5種に入っていない所を今回、新たに何か決めておかないといけないと。

事務局 大元の話は、第1種としている国府跡とか大國魂神社国衙地区をどうするかだったのです。

馬場委員 もっと強力に手を打ちたいということですね。

事務局 例えば、御殿地に直接接していない部分、今まで第3地区と呼んでいた場所にも国司の館とか出てくるので、それで御殿地は史跡として残す事ができたのですが、今後、第3地区の中で、御殿地地区のような重要な遺跡が出てくる可能性が高いので、重要な遺跡が出てきた場合にどう対応するのかの基準になるようにしたいという事が1つ。それと今、包蔵地として指定されていない部分の隣接地をどうするかが確かにあります。一番良いのは隣接地も包蔵地に入れてしまうことですが、実際にそれは大変難しい状況です。ただし、包蔵地外でも遺跡が発見されれば、包蔵地に指定することはできます。

今までのご審議をいただく中で、事務局側でかなり内容について錯綜している所がございますので、もし宜しければ、答申期限が2月末までになっているのを延長させていただき、今日の先生方のご意見を取り纏めた上で、再度、先生方に内容を精査していただいた方がよろしいかと思っておりますのが、如何でしょうか。

坂詰委員 この事務局で作った内容は、今までの調査の成果に基づいてルールを設定している。それが同じ様な視点からやっているのではなくて、個々それぞれの視点からやっているので錯綜している。ですから、簡単に言えば、武蔵国府跡の対象地域は埋蔵文化財包蔵地として行政的に何十年か対応している場所だと、ただ調査の進展によって国府の中心を成す国衙域がはっきりしたと、それが国の史跡に指定されていると、従って、史跡として指定された地域を中心に今後、国府域全体の保存対応を考えていかなければならないというのが大前提です。

調査の結果に基づいて武蔵国府と考えられるエリアには、幾つかの重要な遺跡が存在することが明らかにされて来た。それらの将来の保存対応をする上の

環境行政的に考えていく場合に類型、種別をしないといけない、ここでいう第1種、第2種というように。

従って、その様な調査の結果に基づいて、例えば「付図1のとおり地域区分を設定した」という前提を最初に出して、後は今までお話が出たように遺構・遺物の出土状況から推察して第何種というのはこの範囲に設定したと付け加えたらどうでしょうか。

ただし、この調査の内容は、現時点に於ける結論であるので、将来、調査の進展によって種別が変わることもあり得るという事も言っておいた方が良いでしょう。

第何種、第何種とあまり細かく分けると分からなくなるので、もっと大雑把にやったらどうでしょうか。要するに、どうするのかを皆様に分かってもらえれば良いのですから。

今までの調査の成果に基づいて、結果こうなりました。今後はこう致します。この結果について、委員の皆様のご意見を伺いたいと、まとめたいかがでしょうか。それで委員の先生のご意見を入れていったら如何でしょうか。平面的な遺構の並びから、この範囲を国府域と定め、そこにある遺跡の扱いについて対応して行きたいのだというように簡単にした方が分かり良いのではないですか。専門の人に説明するには、細かい概念規定が必要ですが。

ここに大変細かい資料が出ていますから、この説明という形でそれこそ1ページ位にまとめてしまったら如何でしょうか。

会長 用語の説明なども全部資料として書く方が良いでしょう。

副島委員 3ページの保存区分が1～5の5段階に分れています。内容を拝見すると3区分位にする方が分かり易い気がするのです。「保存区分1は国史跡及び国史跡に相当すると判断され、遺構が良好な状態で保存されている」とありますが、これは「遺構を良好な状態で保存する必要がある」という区分ですよ。保存区分2と3はかなり同じ様なランク付けで、5段階評価だから2と3が分かっている訳です。2と3は「国史跡に相当するか、それに準じる価値がある」区分です。4と5は「現在は未だ分からない事があるのだけれど、試掘状況によっては価値が高まる可能性があるもの」ですね。3段階位の区分を使って行けば安全なような気がします。細かくやり過ぎないことですので、ご検討いただきたい。

坂詰委員 最初やりたいということで、市が提案した内容は、国の史跡が今ある訳ですね。その隣接の所で開発すると、無くなってしまふ。だから、重要度のランク付をしておいて、隣接に重要な物が出て来たら買収なりなんなりした

いのだと、その根拠が先ず欲しいという事から始まったのです。そのように聞いています。

それで行政的に問題を提起するには根拠が無いと提案できない、だからそれを作れと、それが発端でした。だから、それを元にして非常に丁寧にデータを示され、丁寧に説明したら、段々と大きくなった。だから国史跡の周辺地域に於ける開発に手を打とうというのが行政的な第1のアクションです。

それをひとつ中心にしたらいかがでしょうか。それに準じるような物が出て来たら、これは同じ様な対応をしたいのだという様な事で簡単にしたらどうなのですか、あまり細かくする必要は無いです。事務局はどうなのですか。

事務局 おっしゃるとおり再度まとめ直させていただきます。発端は今、坂詰委員さんがおっしゃったとおりです。市民の方から単純に素朴な疑問で、ここに国の史跡の指定地が在ってその周辺はどうかと聞かれた事に対してこの指針が基準となっていくことは大変意義があると思いますので、再度まとめ直させていただきます。

会長 第4種地区は（別紙6の）この黄色い部分でしょ。第3区分までは問題ない。

事務局 その部分も含めて再考させていただきます。

会長 この部分が一番重要な所で、皆そこに拘っている。それを入れる方向で内容を考えた方が良いでしょう。

中村委員 再度検討するに当たって、4ページの「5. 整備と活用」ここが指針として大事な所となると思うのですが、（1）と（2）が国衙地区と御殿地区ですから、ここは整備して活用していくという方向は決まっている。その次の（3）重要遺構の所で「... 現地での表示...」と留まってしまうと、その中間の部分、これから先に重要な遺構が出た時にどうするのかということが曖昧になる。ですから「重要遺構が出た場合には、購入化も考慮して整備を進める」みたいなそのランクが必要なのではないかと思う。

副島委員 確かにおっしゃるように「1. 指針策定の目的」で「... 積極的な活用を図る...」というのを強く打ち出し過ぎているような気がします。保存よりも活用の方が文書の中心にされている。そうすると「5. 整備と活用」が大事になりますが、やはり保存半分、活用半分という大きな方針を立てて行った

方が良い。最初から見てみたら、保存より活用を中心にしていると読み取れる、それが「5. 整備と活用」に繋がると、「お祭沢山やりましょう」みたいな雰囲気になるとちょっと違う気がします。その辺の全体のバランスも保存半分、活用半分という雰囲気で作直してください。

馬場委員 武蔵国府関連遺跡の範囲を動かすのは難しいのですか。

事務局 関連遺跡を大きくしたり小さくしたり、実際、新しい遺跡が見つかったり、遺跡があると思っていたが余り無い場合があるということで変更していくという作業はしております。

ただ、新しい所は試掘をしていった結果遺跡が出てきたと、それとこれまで積み重ねて来て、試掘や立会いをしてきた中で余り遺跡が出て来ないという実態が分からないと手続きができないのです。これを管理しているのは東京都なので、その遺跡地図を加筆・削除していただく手続きもあります。その辺で根拠となる物が必要です。

(第4種地区の)黄色い所は、これまで何もしていない場所なので実態は分からない。

馬場委員 でも、最初に武蔵国府関連遺跡を決めた時は分かっていたので、推定できるでしょう。

事務局 最初はそうだったのですが、今は、実態に伴って、加筆したり削除したりしないといけないのです。

坂詰委員 今は、保存第一では駄目なのです。活用を頭に置いて保存すると言わないといけない。皆さん理解していただけない。

だから、残すだけでは駄目で、活用が入ってくる。その活用としての1つのサンプルが国史跡の武蔵国府跡です。同じ様な事が各地で出来れば良いけれど中々難しい。

要するに事前調査で(記録保存されて遺構の実態は)無くなってしまう事が多い、それに対しては標識などを立てて、ずっと見てもらえるようなルートを作りましょうという活用の一つの案が出ている。色々な物が詰まっている。だから難しい。

中村委員 標識などを立てても良いですよと、壊さないで残してくださいというのも、段階で残す必要はある。

坂詰委員 理想的には残してもらいたいのです。でも、色々な事情があってそれが駄目な場合には標識ぐらいは造りましょうよという段階を入れないと、ただ残せ残せでは今は通じませんので、行政としては非常に難しいと思いますね。

会長 今、5地区に分けているのですが、5地区に分けた方が今後の保存というか調査・研究が遣り易いという何かはっきりした物があれば5地区に分けておいても良いと思う。

坂詰委員 あまり、1, 2, 3, 4, 5という名称が出てくるのは好ましくない。「重点保存地域」とか「準重点保存地域」とかそういう風にする。

会長 だから、重要度である程度決めて、分けて考えて、重要度の高い方は保存していくということですね。

坂詰委員 今、国の史跡になっている所は最重要度です。従ってそれに隣接する地域で開発が行われた場合には、それに即した対応をしなければならない。国司館はそれと同等の価値を持つ遺跡である、従ってそれも同じ様な形で保存しなければならない、という風に、「最重要保存地域」というオーバーな名前にしたらどうでしょうか。

副島委員 数字で1, 2, 3, 4, 5とやると明快の基準があるように思われかねないので、例えば「国宝重要文化財」のような名称にした方が安全だというのは分かります。それを第1ランク国家重要文化財とか第2ランク... とやると却って分からないという問題が出て来ます。だから1から5のランク付けよりも言葉でもってちゃんと重要性を説明した方が良いですね。

坂詰委員 調査の進展によって、重要度を修正していく可能性はあるという事を何処かに付け加えたら如何ですか。そうすれば趣旨が生かされる。

会長 そうですね。やっぱり分けておかないといけない。そうでないと後々分かりにくくなる。

坂詰委員 指針を示す対象は市民です。市民の方に分かってもらえれば良いのですね。だから、市民の方はだいたい頭で分かっている訳です。それを行政の拠り所になるような文書を作って、こういう指針の元にやっているのですと答

えられる、その資料を作るのはよろしいのではないですか。

1等より重要と言った方が一般の方には分かりよい。

事務局（部長） 色々のご意見ありがとうございます。最後に出ましたが、誰ための指針なのですかと問われたら、市民です。実際にこれを見ると、この内容で市民が分かるのかは難しい。読んではっきり分かるのはシンプルな形にまとめた方が宜しいかと思えます。

ということで、もう一度、事務局の方でこれを今までのご意見を踏まえてまとめ直しさせていただきまして、対象をはっきりと、こういう事が目的で、こういう方式なのだという所を打ち出すようにします。あるいは言葉を変えて1, 2, 3ではなくて重要度を示す言葉にするとか工夫してみたいと思いますので、先程、答申は2月末までであるというお話をしましたけれども、それを外しますので、その前に叩き台を作って、ご審議にお諮りしたいと存じます。

よろしく願いいたしますので、この件については、この辺まででお願いいたします。

会長 分かりました。それでは報告事項の（1）について事務局より説明求めます。

事務局 すみません、会長、その前に報告事項（2）の多摩郷土史フェアの開催についてを先にご報告させていただきたいのですが。

会長 わかりました。

報告事項（2）多摩郷土史フェアの開催について

事務局 資料は最後から2枚目の所にある表です。毎年開催させていただいている多摩郷土史フェアですが、本年度も1月18、19、20日の3日間、立川で開催させていただきました。大変好評でございました。こちらは、東京都市社会教育課長会文化財部会が主催で、引き続き力を入れて行きたいと思っております。

なお、参考までですが、参加地区の中では毎年、八王子市と府中市がダントツ1位と2位を争っております。昨年は府中市が第1位でしたが、今年は残念ながら八王子市が第1位でした。多摩に住む皆様に興味を持っていただいているのであらうと考えております。

課題は、毎年この時期が寒いということで、市民の方の意見があるのですが、

なかなか会場の都合で、この時期に特定されているところですが、それも含めて今後検討しなければと思っております。

以上です。

報告事項（１）旧府中病院内せんげん山の確認調査について

事務局 こちらは、現地で調査をしておりました西野の方から、スライドを使いまして報告させていただきたいと存じます。

（調査員の西野がスライド映写機を操作しながら説明）

武蔵国分寺跡西方地区の確認調査ということで、府中病院内の試掘と同時に行いました。場所は、府中市北西の武蔵野台地の上、府中病院の敷地内にあります。位置はだいたいこの辺りですね。付近は、武蔵国分寺跡の西方地区と呼ばれていまして、国分寺に関わる竪穴建物跡がある集落遺跡に入っています。

その周辺の拡大図ですけども、武蔵国分寺と府中病院がこの辺りにあります。

なお、その間に古代の主要道であります東山道武蔵路や中世の官道であると言われている鎌倉街道等が通っている事が分かっています。

今回調査しましたせんげん山以外にも、東芝エンジニアリング・センターの中に塚が残っていますし、武蔵国分寺の北の台地上にも塚が残っています。

これが、先に他の二つを先に見ていただきますが、東芝エンジニアリング・センターに在ります横海道北1号塚と命名された塚です。直径18m位の塚です。中世の塚という事が確認されました。

こちらは、国分寺北方の塚で、これも規模は東芝エンジニアリング・センターの中の塚と同じ位です。右側のフェンスが武蔵野線の線路のガードになります。

そして、これが今回調査しました府中病院の中にあるせんげん山と呼ばれる塚です。この写真は平成21年撮影の物で、東側から撮っています。

この写真が今回撮影しました塚の様子で、余り変わった様子ではないのですが、かなり樹木も増えているようで、人も余り通らなくなっているような、人も入らないような場所になっています。

これが調査の開始の状態です。今回の調査は東西南北に断面を見るような形で塚の形を捉えるという事と、こちら側にありますように、塚の一部、周囲にトレンチを入れまして、溝や堀などが在るか無いか、塚の埋め土がどのくらい積まれたものかを確認しました。

こちらは樹木を一部取り払った状態です。

これが今見ていただきました、フェンスで囲まれた所のトレンチです。北東のトレンチを掘った所です。ここに断面で斜めに見えます。ここが塚の盛り土

が見えている所です。

この作業をしている人が立っている足元辺りから上が塚として積まれた土と考えられます。かなり深く掘られているようなのですが、この断面を見ますと上から50cm程度はごく最近埋められた物、昭和になって埋められた物、積まれた物だろうという風に考えています。

そして更に、そこから下の1m位、現地表から1m位下がった所から塚は積まれています。

これは西側に入れたトレンチの様子です。こういう風に埋設管等も入っているのですが、この層は既に最近埋められた地層です。この辺りの写真を次に見ていただきます。

今、人が立っているここが、当時、塚が積み始められた頃に地面に近い土です。

断面に、地層が見えますけれど、これが塚の埋め土です。この層は、斜面が崩れたような地層です。この茶色い明るい地層は、ごく最近、昭和時代の戦後に埋められたような土です。

この塚が一部削られていまして、その削られた所の断面を見まして、塚の中心部に近い位置ですが、其処を観察したところ、この塚全体は黒土、府中病院付近、武蔵野台地付近では奈良・平安時代の遺物包含層と言われている地層があるのですが、その層とほぼ似た同じ様な土で全体が積まれているという事が分かりました。

それから、これは塚の頂上部にトレンチを入れて調査したところ、この塚は戦後、昭和23年に甲野勇先生が調査をされていまして、当時の記録に拠りますと中央部を掘り下げたという事なので、その場所を確認するためのトレンチになります。

一番高い所に窪みがありまして、これがその当時の調査の跡かなと考えています。ただししっかり締まっているので、今回の調査では断定できませんでした。

調査の説明は以上です。

出土遺物は、今回の調査では塚自体の土を殆ど掘り下げてはいませんので、表面採集に近い遺物が出土している位です。

これは黒曜石です。これあたりは旧石器時代から縄文時代の生活跡でありますから、こういうのが混じっているのは当然です。

その他、奈良・平安時代の土師器、土器と、武蔵国分寺周辺には方々で採集できる瓦が出土しています。

今回の調査は、基本的にはせんげん山の確認調査ということで、基本的な事しか解らなかつたのですが、形態は、多少崩れているのですが円形です。

断面は頂上部が平らなので、台形です。規模は、直径が東西方向で約28m、

高さが4.5mです。この大きさは熊野神社古墳に近い、少し小ぶりになりますが、匹敵する位の大きさです。

頂上の台形部分・平面部分が9m位なので、底辺の約1/3が頂上という塚です。

出土遺物は、瓦等、この周辺ではよく出土する遺物です。

築造年代は、今回の調査では決定的な事は解らないのですが、積土の様子と出土遺物を見ると、奈良・平安時代の遺物の包含層という土を積んでいると考えられますので、奈良・平安時代よりは新しいだろうという事が今のところ言えます。現在は、精査中ですので、もう少し地層等の確認をしっかりと、(年代の)下限の方を確認していきたいと思っています。

甲野先生が戦後調査したときの高さは、大体5mと書いてありますが、断面の調査で、更に50cm位は底面が更に埋め戻されているので、おそらくその当時の測量と変わらない結果が得られているのだらうと思います。

会長 なぜ、ひらがなで「せんげん山」なのですか。

坂詰委員 「あさま」と書く「浅間(せんげん)」の事と予想はつきますが、以前からひらがなで「せんげん山」と表記しています。

事務局 今回、府中病院内で試掘をする機会が有りましたので、今までせんげん山は、甲野先生以降、ちゃんとした調査が全くされていませんでした。どういふ物か全く分からなかった物なので、まず、基礎的な情報として、実際に山がどの位の大きさであったり、つい最近の積み土で作った山なのかどうかという基本的なところを今回の調査で確認することにいたしました。

その結果、今の話のとおり、つい最近の山ではなくて、古い可能性があるという事が分かりました。しかし、未だ細かい所が分かっていない所もあるので、今後とも調査は必要です。

今回の成果をまとめて、立面図などを作成し、改めてご報告させていただきます。その中で、今後どのように扱っていくか、ご相談をしていきたいと考えています。

多摩地区の中では、今のせんげん山の周辺の東芝の工場の中に一つ、国分寺市との境の国分寺市側に一つ、それ以外にもあの場所に壊された物が二つ以上あるようですので、あの部分ではよく見つかっています。

その他にも、塚は都内や多摩地区にも幾つかあるのですが、その中でもせんげん山はかなり大きな方に入ります。ちょうど、都立府中病院内ということもあり、今後、都の担当者の方にも見ていただき、史跡の話も出るかもしれませ

るので、そういう所も配慮しつつ、調査をしていきたいと考えております。
以上です。

会長 分かりました。それでは報告事項の（３）について事務局より説明求め
ます。

報告事項（３）ふるさと府中歴史館公文書史料展示室の展示について

事務局 会長、（３）については、この後、直接、ご覧いただきたいと存じます。

次回は平成２４年度の府中市文化財保護審議会の第６回です。

日程は、平成２５年３月２８日（木）の午後２時が第一候補、同日午前１０
時からが第二候補となりました。

期日が近づきましたら、委員の皆様のご都合を合わせ、実施することといた
します。

（資料・図面等につきましては、現在審議中のため公開していないものもありま
すのでご了承ください）